

11月・12月は「税」の納付推進月間です

市県民税・固定資産税・軽自動車税などの市税及び国民健康保険税・介護保険料の納め忘れはありませんか？

うるま市は、11月・12月を納付推進月間に設定し納税の協力を呼びかけております。
豊かで住みよいまちづくりを実現するために必要な財源は私たちの「税」によって賄われています。

わたしたちの税金はこんなことに使われています

- 医療保険や介護保険の適正な制度運営
- 福祉の向上を図るための費用
- 道路・公園・教育施設・文化施設などにかかる費用
- 日常生活に必要なゴミ処理にかかる費用…など



納付がおくると…

納付がなされない場合はやむを得ず「財産の差押」等のペナルティーが課せられる場合もあります。
不動産（土地・家屋）・債権(預金・給与・軍用地)などが差押えの対象になります。

国民健康保険税を滞納すると…

短期保険者証(通常の保険証より有効期間の短い保険証)が交付されたり、かかった医療費がいったん全額自己負担になったりします。

介護保険料を滞納すると…

介護保険サービス費がいったん全額自己負担(支払い方法が償還払い)になったり、自己負担が1割負担から3割負担に引き上げられたりします。

今、ちょっと待ってほしい… 一度に納められないので分割にしてほしい…

納税の件でお困りのことがありましたら、一人で悩まず納めやすい方法を一緒に考えましょう。
いつでもお気軽にご相談ください。

<お知らせ>

国民健康保険課では月間中の平成23年9月から平成24年3月までの毎週木曜日に、本庁において「時間延長窓口」を午後8時まで設け業務を行います。

ただし、平成23年11月3日と平成23年12月29日は休日にあたりお休みとさせていただきます。

【お問い合わせ】

市税のお支払いに関すること	納税課	☎973-1099
市民税・軽自動車税・法人市民税に関すること	市民税課	☎973-5382
固定資産税に関すること	資産税課	☎973-5394
国民健康保険税に関すること	国民健康保険課	☎973-3202
介護保険料に関すること	介護長寿課	☎973-3208

納税は便利な口座振替をお勧めします